

横浜国際プール施設利用の一部制限の緩和について

日頃より、当施設をご利用いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、感染予防対策を徹底し、利用制限を設けた上で営業しておりましたが、**9月23日(水)**より一部施設の利用制限を緩和することといたしました。

下記の注意事項をよくお読みいただき、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「密集・密接・密閉の回避」および「ソーシャルディスタンスの確保」にご理解・ご協力をお願いいたします。

営業時間

9:30~21:30

(プール最終入場 20:45、退水 21:15)

(トレーニングルーム最終入場 20:45、利用終了 21:20)

※当面の間、早朝・深夜の営業は制限いたします。

利用制限及び利用上の注意事項

① 利用人数の上限以内でご利用をお願いいたします。また、各室場の利用条件を必ずご確認ください。

室場	利用人数の上限	注意事項
サブプール	150人以下 団体 15人以下(1コース)	<ul style="list-style-type: none">2時間以内でのご利用(更衣含む)をお願いします。利用人数の上限に達した場合、入場を制限させていただきます。コース内は利用者前後の距離を2mあけてください。(待機者は2m以上)1コースの人数制限は、水深1.0mで最大13人、水深2.5mで最大7人(待機なし)となります。ジャグジーのご利用は人数制限がございます。(座3人、寝1人、立1人)採暖室はご利用できません。幼児プールはご利用できません。プール内のフリースペースは、設置しておりません。ウォーキングコース、遊泳コースのみとなります。水着用脱水機、ドライヤーはご利用できません。ミーティングや指導行為はご遠慮ください。小学生以下または身長120cm未満のお子様のご利用は、必ず保護者が同伴してください。(保護者1人につき、お子様2人まで)
トレーニングルーム	30人以下	<ul style="list-style-type: none">トレーニングルームは、2時間以内でのご利用(更衣含む)をお願いします。利用人数の上限に達した場合、入場を制限させていただきます。トレーニングルームのマシンについて、一部使用を
サブアリーナ	50人以下	
多目的ホール	20人以下	
多目的コート	50人以下(1コート内)	

会議室1	運動の場合11人以下 会議の場合25人以下	中止しております。 ・ トレーニングの補助はご遠慮ください。 ・ シャワー室はご利用できません。更衣室の滞在時間の短縮にご協力ください。 ・ 換気のため扉・窓を常時開放してのご利用となります。 ・ 音響設備・鳴り物等のご利用に制限を設けさせていただく場合がございます。 ・ お客様同士の接触・密着はご遠慮ください。 ・ 接触を伴う競技は、可能な限り接触を減らすような工夫をお願いします。
会議室2	運動不可 会議の場合15人以下	
会議室3	運動不可 会議の場合18人以下	

- ② ご利用に際しては「新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」のご記入・ご提出が必要となります。ご提出いただけない場合は、ご利用をお断りさせていただきます。
- ③ 団体でご利用の代表者は、一緒に利用する方全員の名前と連絡先を把握するための参加者リストを作成し、1か月程度保管してください。また、施設管理者から問合せがあった場合は、提出ができるようにしてください。
- ④ 使用するスポーツ用具はご持参ください。
- ⑤ ご利用時間前後にロビー等で待機せず、速やかな入退館にご協力をお願いいたします。
- ⑥ ご利用後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について施設に報告してください。
- ⑦ 室場のご利用については、プール・トレーニングルームの個人利用を除き、横浜市市民利用施設予約システムでのご予約が必要となります。
- ⑧ 団体でのご利用について、各種目の競技団体が作成しているガイドラインを遵守するとともに、施設の感染防止策にご協力をお願いします。

ご利用を停止している設備等

- ① シャワー室(プール施設を除く)
- ② レンタル用品の貸し出し(プール施設を除く)
- ③ スリッパの貸し出し(室内履きをお持ちください)
- ④ 冷水器、冷蔵庫
- ⑤ 授乳室
- ⑥ ロビー・ソファアでの飲食
- ⑦ くつ袋の提供

入館時のお願い

- マスクの着用
- ご利用当日に自宅での検温ならびに平熱の確認
- 手指消毒

以下に該当する場合、来館を見合わせてください。

- ① 発熱、咳、のどの痛み等の症状があり、体調がよくない場合。
- ② 同居の家族や身近な知人(接触の機会が多い人)に、感染が疑われる方がいる場合。
- ③ 過去 14 日以内に下記のいずれかに該当する場合。
 - ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航。
 - ・上記の国や地域等に在住する人との濃厚接触。

キャンセル料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症を理由として利用を中止したもののうち、次のいずれかに該当する場合は、キャンセル料を徴収いたしません。

- (1)利用予定日が、令和 2 年 2 月 18 日(火)から再開期日の前日までのもの
- (2)利用予定日が、施設の再開期日以降で、再開期日の前日までに利用申込があったもの

土曜無料開放の中止について

毎週土曜日の小学生・中学生・高校生の個人利用無料開放について、多くの学生が集まり混雑を招いてしまうことから、感染拡大防止を考慮し、当面の間中止いたします。